

兵庫県地域防災計画の修正

令和 6 年 11 月 1 日

兵庫県防災会議

1 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

- 01 孤立集落対策の強化
- 03 防災DXの推進
- 04 避難所の生活環境の向上対策の推進
- 06 民間事業者との連携による災害対応の強化
- 07 応援・受援体制の確立
- 08 多様な主体と連携した被災地支援

※能登半島地震を踏まえた修正について

- ・今回は、防災基本計画、県の能登半島地震を踏まえたひょうご災害対策検討会（一次案）を踏まえた修正
- ・今後、国のWG、県検討会の最終報告（3月）等を踏まえた修正を実施

2 県の制度改正等を踏まえた修正

- 09 災害対応における性的マイノリティへの配慮
- 10 「災害薬事コーディネーター」設置による災害医療体制の強化

3 国計画・関係機関による修正

- 11 「災害支援ナース」制度の整備による医療・看護提供体制の強化
- 12 緊急通行車両標章の事前交付による応急対応の円滑な実施
- 13 （参考）修正箇所数一覧

能登
01

孤立集落対策の強化①

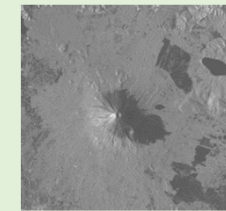
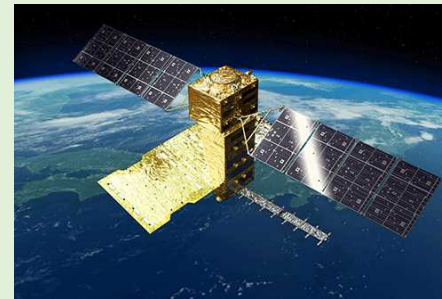
発災後の被害状況の迅速な把握

発災時刻等に関わらず、どのような環境においても、あらゆる手段を用いて早期に被災状況の収集を行う。取得した様々なデータを組み合わせ、可視化することで、被害の全体像等を迅速・広範囲・効率的に分析し、孤立集落対策や二次被害の防止に活用する。

能登半島地震での教訓

- ▶ 発災時刻が日没に近かったこともあり、航空機等による映像からは建物倒壊や土砂崩壊等の情報収集・分析が困難であり、被災地の現地状況の速やかな把握が困難であった。
- ▶ 災害現場の状況把握や被害認定調査等の様々な場面でドローンによる被災状況把握が行われた。
- ▶ SAR衛星や空中写真等の活用により、地表変動の把握や土砂災害が発生している恐れのある箇所の抽出が行われた。

SAR衛星とは



▲ SAR画像

◀ 衛星画像 (JAXA)

レーダーは、アンテナから電波を発射し、観測する対象物に当たって反射された電波を観測。反射された電波の強さから、対象物の大きさや表面の性質がわかる。また、反射された電波が戻ってくるまでの時間を測定することで、対象物までのおおまかな距離も測定可能。

計画の修正（主な箇所）

○災害時非常通信体制の充実強化

[新旧:資料3-1 P27]

県、市町は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下、この款においては「災害情報」という。）を、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムを整備し、収集することとする。



孤立集落対策の強化②

無人航空機等の活用の推進



交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の有効な技術を活用した輸送手段の確保に努める。

能登半島地震での教訓

- ▶ 道路の途絶等により一時孤立集落は少なくとも24地区3,300人発生。
- ▶ 本県においても、孤立可能性集落は28市町415集落あり、孤立集落等への支援のため、無人航空機等も含めた陸・海・空のあらゆる手段を用いて、「必要な場所」に「必要なタイミング」で人員、資機材、物資を輸送できる状態が必要。

計画の修正（主な箇所）

[新旧:資料3-1 P10]

○無人航空機等を使用した救援物資の緊急輸送

- ③ 市町は、救援物資の緊急輸送が可能となるよう、孤立可能性のある集落へのヘリポートやヘリコプターの夜間離着陸設備の整備（フェンス等の設置方法の変更や夜間照明設備の配備など）のほか、無人航空機やバイク等地域の実情に応じた輸送手段の確保に努めることとする。



迅速な通行経路の確保

陸路が断絶した場合も想定し、陸路の早期啓開や、空路・海路を活用した物資輸送に必要な体制確保や準備を平時から進める。

能登半島地震での教訓

- ▶ 三方を海に囲まれた半島という地形上の制約から、進入経路が限られたほか、大規模な土砂崩落などにより多くの道路が被災。さらに、地盤の隆起により、海路からの進入も制約。
- ▶ その結果、通行可能な道路の把握、応援人員の派遣・資機材等の投入、道路啓開をはじめとするインフラやライフラインの復旧作業等がスムーズに進まなかった。



計画の修正（主な箇所）

○通行の確保

[新旧:資料3-2 P17]

道路管理者は、道路啓開を実施する方針・計画をあらかじめ定めておくなど、迅速に緊急輸送道路の通行ができるようにするための体制確保に努めることとする。

○搬送等

県は、搬送にあたっては「交通・輸送対策」の項で示す緊急輸送路の他、海上交通、空路交通を活用できる態勢確保に努めることとする。

防災DXの推進

災害時非常通信体制の充実強化

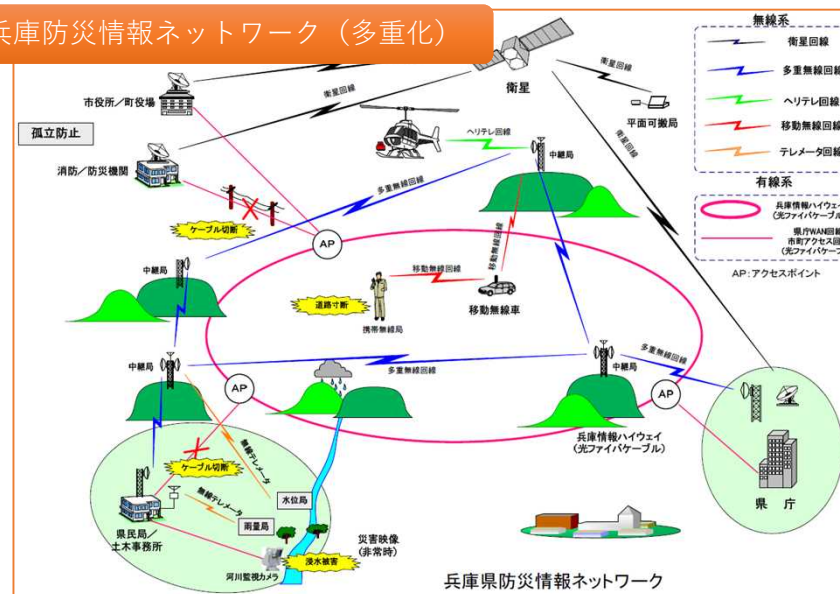


通信途絶により、被災者や災害対応に支障が出ないように、衛星通信を活用したインターネット機器の導入の検討を進める。あわせて、通信ネットワーク（有線・無線）の多重化にも引き続き取り組み、災害時における迅速な通信インフラの復旧を図る。

能登半島地震での教訓

- ▶ 特発災当初の通信途絶が生じている間、通話やデータの送付等が困難で意思疎通の手段に制約が生じた。一方、衛星インターネットの活用により、通信環境の改善も見られた。
- ▶ このため、今後の大規模災害発生時における避難所等の通信確保のため、指定避難所等への衛星インターネット機器等の新技術の導入の検討を進める必要がある。

兵庫防災情報ネットワーク（多重化）



計画の修正（主な箇所）

○災害時非常通信体制の充実強化

[新旧:資料3-1 P5]

県、市町、各防災関係機関は、災害時等に加入電話、自動車電話又は携帯電話が使用できない時で、他の有線通信が利用することができないか、又は利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、県は、近畿地方非常通信協議会の活動等を通して、衛星通信等を活用した非常通信体制の整備・ネットワーク（有線・無線）の多重化等による充実・訓練等による実効性の確保に努めることとする。



能登
03

避難所の生活環境の向上対策の推進①

避難者の居住環境等の確保

避難が長期化する中においては、男女共同参画の視点を徹底するとともに、避難者のプライバシーを確保するなど、被災者一人ひとりに寄り添った避難所環境づくりを推進する。

能登半島地震での教訓

- ▶ 発災直後、避難所によってはパーティションや段ボールベッドなど避難所開設時に設置すべき資材等が配置されなかった。
- ▶ 避難所の開設後、速やかにパーティションや簡易ベッドの設置など居住環境を確保するため、これらの物資を指定避難所等に備蓄することが重要である。



▲避難所での設置の様子

計画の修正（主な箇所）

○パーティション、段ボールベッドの早期設置による避難環境の向上

[新旧:資料3-1 P14]

県、市町は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、避難所開設当初からパーティションを設置するなどプライバシーの保護、文化面（段ボールベッド、栄養バランスの取れた適温の食事等）・福祉面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努めることとする。

衛生的なトイレ環境の整備

避難所の衛生環境を確保するためには、停電・断水時にも被災者が安心して利用できるトイレ環境の整備が不可欠である。

有効性が確認されたトイレカー等について、市町での実装に向けた導入支援を検討する。

能登半島地震での教訓

- ▶ 被災地では長期の断水により、トイレが十分に確保できないなど、トイレを巡る問題が多く発生した。これに対して、全国の自治体からトイレトレーラー等の派遣を行い、有効に活用された。



南あわじ市から被災地に派遣されたトイレカー▶



計画の修正（主な箇所）

○衛生的なトイレ環境の整備 [新旧:資料3-1 P16]

市町は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に努めるものとする。



能登
03

避難所の生活環境の向上対策の推進②

在宅避難者・車中泊避難者の支援

災害関連死を防止するため、避難所外被災者の状況を把握するとともに、物資の配布・情報提供など生活環境の向上を図る。

能登半島地震での教訓

- ▶ 家庭事情や健康状態など様々な事情により、在宅や車中泊など避難所以外で避難生活を送る被災者が一定数発生した。
- ▶ 災害関連死を防ぐためにも、避難所外被災者にも寄り添ったきめ細かな支援が喫緊の課題となった。

LINE等を活用した石川 ▶ 県の相談窓口

避難所以外で避難生活を送られている方へ

石川県では、自主的に被災地を離れ、県内外の親戚宅に避難されている方や車中泊をされている方の連絡先等を把握するため、登録窓口を開設しました。今後、関係自治体からの支援情報などをお届けするため、ぜひご登録ください。

申込方法

- ★WEBフォーム（LINE）
 - ①QRコードの読み込み
 - ②石川県LINE公式アカウントを友だち追加
 - ③入力フォームに必要項目を入力
- ★電話
 - 電話番号：0120-247-001
 - 受付時間：朝9:00～夕方6:00（土日祝も受付します）

※心療内科情報提供窓口
 七尾市：0763-53-4800（防災交通課） 志賀町：0767-32-4964
 輪島市：課長中（地域福祉に関する電話相談窓口）
 珠洲市：0768-82-2222（総務課） 穴水町：0168-52-0066（子育て健康課）
 能登町：0168-82-8532（総務課）

計画の修正（主な箇所）

○避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮 [新旧:資料3-1 P15]

市町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援にかかる情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する。また、（略）

ペット同行避難者の受入体制の構築

平時から、ペット同行避難者の受入体制の構築するため、市町や関係機関と認識を共有した上で連携を図るほか、訓練を実施する。

能登半島地震での教訓

- ▶ 発災直後から自治体が関係団体と連携し、避難所におけるペットの飼育スペース等の確保、一時預かり体制の構築等の対応策を講じた。
- ▶ 一方で、関係者の認識が十分でない等により、ペットを連れてきた避難者受入れが断られるなど避難所運営者ごとに対応の相違等が生じた。



ペットの預かりを行う ▶ トレーラーハウス

計画の修正（主な箇所）

○避難所の運営 [新旧:資料3-1 P2、P16]

市町は、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペース及び資材の確保に努める。

○防災訓練

県等は、（略）家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違い、感染症対策に十分配慮し、避難所開設・運営訓練を実施するよう努める。



能登
04

民間事業者との連携による災害対応の強化

インフラ事業者との連携強化

迅速な復旧を図るため、道路復旧にあたっては、電力・通信等の生活インフラ事業者等と平素から連携し、緊急復旧調整などがスムーズに行える体制の構築を推進する。

能登半島地震での教訓

- ▶ 上下水道、電力などの生活インフラが断絶するとともに、大規模な土砂災害や路面損傷が多発し、被災者の生活再建に大きな影響が生じた。
- ▶ このため、生活インフラ事業者と連携した迅速な道路復旧が重要。



道路の緊急復旧で大型車が通行可能に

計画の修正（主な箇所）

○緊急輸送体制の整備

[新旧:資料3-1 P19]

道路管理者は、緊急輸送道路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、災害発生時に万一被災した場合には、生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り、迅速な復旧に努めることとする。

※上下水道などのインフラの項目でも同様に修正

運送事業者等と連携した物資輸送

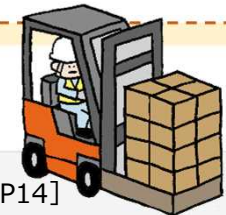
運送事業者との協定締結等による連携強化を図り、災害時においても円滑で効率的な物資輸送や輸送拠点運営を行う。

兵庫県協定締結企業等

ヤマト運輸（株）、佐川急便（株）、兵庫県トラック協会、（一社）AZ-COM丸和支援ネットワーク

能登半島地震での教訓

- ▶ 物資輸送に多くの労力が必要となり、被災自治体の職員だけでは配送手段の確保や物資拠点の管理が困難であった。
- ▶ そこで、民間物流企業に業務委託を行い、管理及び配送を委託することで円滑に避難所まで支援物資が届けられた。



計画の修正（主な箇所）

○物資輸送体制の整備 [新旧:資料3-1 P14]

県、市町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設し、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。



能登
05

応援・受援体制の確立

応援派遣職員の活動環境の確保

過酷な被災地の環境下においても、応援派遣職員が現地で自活できるよう、寝袋、食料等の資機材等を充実させ、派遣職員の健康面にも配慮した活動環境の確保を図る。

能登半島地震での教訓

- ▶ 特に奥能登地域において、派遣職員や応援職員の宿泊施設の確保が困難であり、会議室や車中での寝泊まり、入浴・洗濯ができない環境に置かれた。
- ▶ 加えて、応援派遣職員の食料や資機材、季節に応じた装備品等が不十分であったことから、応援職員にとっては、過酷な生活環境となった。



▲現地職員の宿泊場所

計画の修正（主な箇所）

○応援・受援体制の整備

[新旧:資料3-1 P11]

県・市町は、なお、応援職員の派遣にあたっては、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意し、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底する

受援職員の生活環境の確保（受援体制）

応援職員の宿泊場所の確保は応援側での対応が基本となるが、手配が難しいことも想定されるため、宿泊施設の紹介や公共施設の提供等について平時から準備を進める。

能登半島地震での教訓

- ▶ 多くの建物やインフラが被害を受け、特に奥能登地域では宿泊場所の確保や金沢市などからの移動が困難となった。
- ▶ さらには、冬場の降雪や寒さ、水道等の復旧の遅れ、感染症の蔓延など極めて厳しい状況の中、市役所の空きスペースや避難所等で寝泊まりする応援職員が発生するなど、安心して休息できる宿泊場所の確保が重要な課題となった。



計画の修正（主な箇所）

○応援・受援体制の整備

[新旧:資料3-1 P5]

(略) また、県は、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できるホテル、旅館、避難所に指定されていない公共施設など仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。



能登
06

多様な主体と連携した被災地支援

保健医療・福祉支援の強化

避難生活が長期化する中において、避難者の健康保持には、保健・医療・福祉部門が連携した支援が不可欠。特に、高齢化が進展する中、DMAT等の活動に加え、JDA-DATによる栄養バランスのとれた食事支援や、JRATによるリハビリテーションなど福祉の面からの支援を強化する。

能登半島地震での教訓

- ▶ 長期化する避難生活を支えるため、DMATやDHEAT等の派遣による医療・健康支援が実施された。また、DWAT等により福祉介護専門職員等が派遣されたほか、生活不活発発病の予防等のため、JRAT等により、リハビリテーション専門職の派遣が本格的に行われた。
- ▶ JDA-DATは、特殊栄養食品が必要な方に必要な食品を提供する拠点を設置するとともに、避難所や在宅の要配慮者等への継続的な個別の栄養アセスメントと、その結果を踏まえた栄養・食生活支援を実施。

連携する専門職団体の例

| |
|-------------------------|
| 災害時派遣医療チーム (DMAT) |
| 災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT) |
| 災害派遣精神医療チーム (DPAT) |
| 災害派遣福祉チーム (DWAT) |
| 日本医師会災害医療チーム (JMAT) |
| 日本災害歯科支援チーム (JDAT) |
| 日本栄養士会災害支援チーム (JDA-DAT) |
| 災害リハビリテーション支援チーム (JRAT) |
| 災害拠点病院、日本赤十字社 |
| 災害支援ナース |

計画の修正（主な箇所）



○救護班の派遣等関係機関への要請

[新旧:資料3-1 P13、P16]

県は、災害救護本部に日本災害歯科支援チーム (J D A T)、日本災害リハビリテーション支援協会 (J R A T)、日本栄養士会災害支援チーム (J D A - D A T) の派遣を要請することとする。

○巡回栄養相談の実施

県及び市町は、災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、県栄養士会栄養士会災害支援チーム (JDA-DAT) 等関係団体と連携して、避難所や仮設住宅等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施することとする。



01

災害対応における性的マイノリティへの配慮

令和6年4月から「兵庫県パートナーシップ制度」がスタート。災害対応等の現場においても、性的マイノリティの当事者が抱える生活上の困難や不安を軽減・解消する取り組みを加速させ、県民誰もが安心できる環境づくりを推進する。

パートナーシップ制度とは

法的に婚姻が認められていない同性カップルなど、婚姻の届け出をしない・できないカップルの日常生活の困りごと等を解消する。制度の周知啓発等を通じて、誰もが人生のパートナーと協力しながら、安心して暮らせる環境づくりを推進。

災害時のニーズ例

- ▶ 物干し場や更衣室の確保、多目的トイレの設置
- ▶ アウティング防止等プライバシーの確保
- ▶ 性的マイノリティが相談できる場づくり 等



| パートナーシップ制度届出受理証明書 | |
|-------------------------------------|-------------|
| 兵庫県パートナーシップ制度実施要綱の規定に基づき、届出を受理しました。 | |
| 【本人】 | 【パートナー】 |
| 氏名 | 氏名 |
| (年 月 日生) | (年 月 日生) |
| 届出日 | 年 月 日 |
| 交付番号 | 第 号 兵庫県知事 印 |
| | 年 月 日 |

パートナーシップ制度届出受理証明書▲



計画の修正（主な箇所）

○避難所運営支援

[新旧:資料3-2 P15]

- ⑧ 市町は、要配慮者や子育て家庭に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女及び性的マイノリティなどの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等に十分配慮することとする。（略）

〔性的マイノリティのニーズ例〕

性的マイノリティに配慮した物干し場や更衣室の確保、多目的トイレの設置、アウティング(本人の了解なしに性的マイノリティであることを他人に暴露してしまうこと)防止への配慮等プライバシーの確保、性的マイノリティが相談できる場づくり等

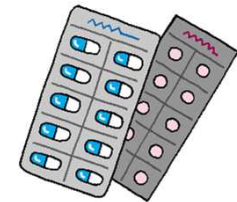


「災害薬事コーディネーター」設置による災害医療体制の強化

県では、令和6年4月から災害薬事に精通した薬剤師を「災害薬事コーディネーター」として3名を委嘱。コーディネーターは、災害発生時から保健医療福祉調整本部で、医薬品の供給や医療救護活動に従事する災害支援薬剤師派遣等の総合調整を行う。

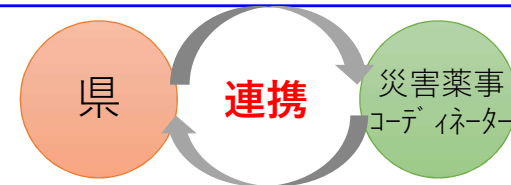
災害薬事コーディネーターとは

災害時の保健医療活動における薬事に関する課題解決のため、被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行うことを目的として県に委嘱された薬剤師。



業務の例

- ▶ 医薬品等の供給調整
- ▶ 被災地区の薬局会員及び患者(利用者)の被災状況の確認
- ▶ 医薬品管理等の医療救護活動に関する助言 等



計画の修正（主な箇所）

○災害薬事コーディネーターの委嘱

[新旧:資料3-3 P29、P30]

(7) 県は薬剤師会から推薦のあった薬剤師に、災害薬事コーディネーターを委嘱し、県が設置する保健医療福祉調整本部において被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行う体制を整備することとする。

○災害薬事コーディネーターとの連携

③ 県（薬務課）は、以下の情報収集を行うこととする。

- ア 薬剤師会、災害薬事コーディネーターと連携し、薬局会員及び患者(利用者)の被災状況の確認
- イ 赤十字血液センターに対する血液製剤等の備蓄量の照会
- ウ 調達可能な医薬品等の種類・数量の確認



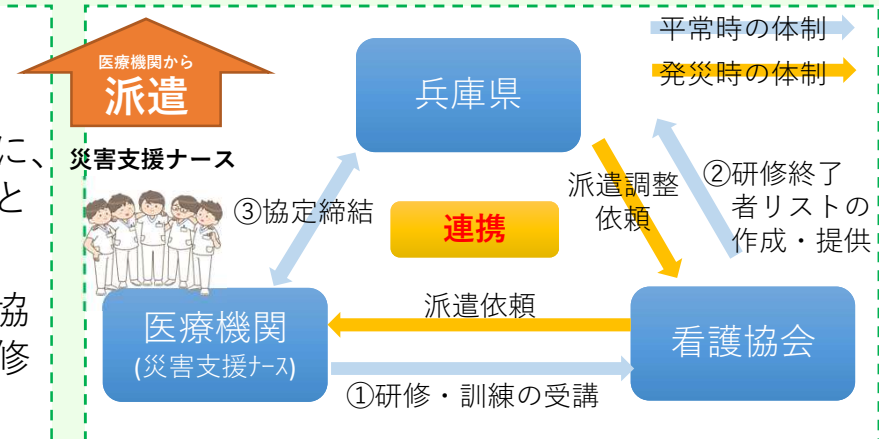
01

「災害支援ナース」制度の整備による医療・看護提供体制の強化

災害支援ナースに係る業務を「医療機関における業務」として位置付け、災害発生時や新興感染症発生・まん延時に、要請のあった医療機関への派遣等を安定的に実施できる環境整備を推進する。（令和6年4月医療法改正）

災害支援ナースとは

- ▶ 被災地等に派遣され、地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えることを行う看護職員。
- ▶ 災害支援ナースに登録するには日本看護協会や都道府県看護協会が実施する養成研修の受講・修了が必要。



計画の修正（主な箇所）

○災害支援ナース等の整備

[新旧:資料3-1 P7、P17]

- (1) 県は災害発生に備え災害支援ナースが所属する施設と災害支援ナースの派遣に関する協定を締結する。また兵庫県看護協会と協力して災害等発生時に派遣可能な災害支援ナースのリストを整備する。
- (2) 県は被災した医療機関、社会福祉施設及び避難所(福祉避難所を含む)等に災害支援ナースの派遣を行うため、兵庫県看護協会との連携体制を整備する。

○災害支援ナースの派遣

- (4) 県は、災害発生時において、国、被災都道府県、県内市町から派遣要請があった場合に、災害支援ナースが医療機関、社会福祉施設及び避難所（福祉避難所を含む）に派遣され、看護支援活動を実施できるよう兵庫県看護協会及び協定締結医療機関と協力し準備を進める。

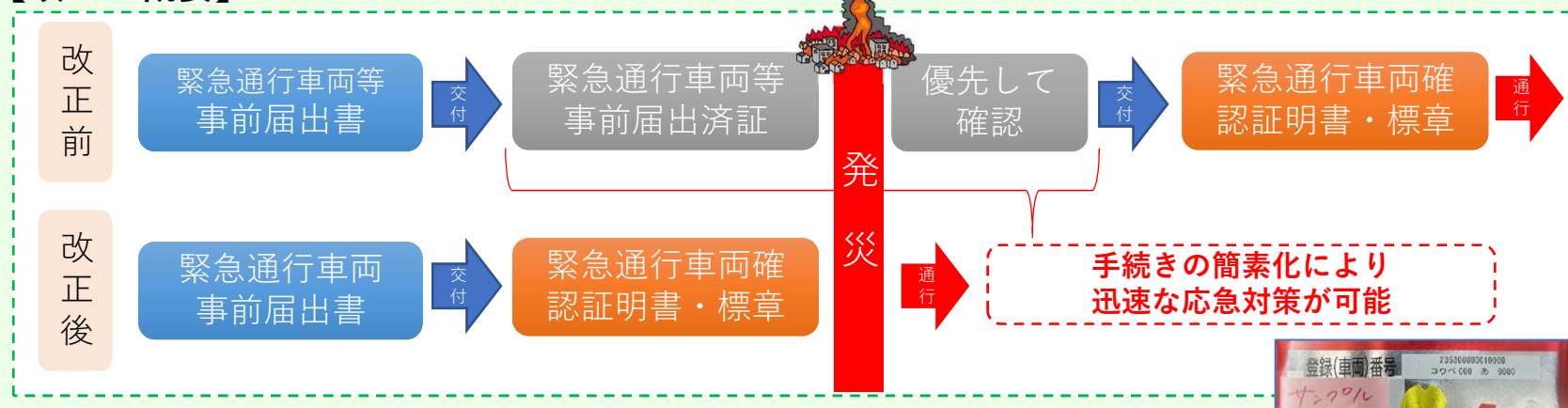


02 緊急通行車両標章の事前交付による応急対応の円滑な実施



災害応急対策に従事する指定行政機関等の車両は、災害発生前でも緊急通行車両の確認を受け、標章と緊急通行車両確認証明書の事前交付を受けられるよう改正。これにより、緊急交通路を使用した迅速かつ円滑な災害応急対策を進める。（令和5年9月災害対策基本法施行令改正）

【改正の概要】



計画の修正（主な箇所）

○緊急輸送道路

[新旧:資料3-1 P8]

標章 ▶

県は、輸送協定を締結する業者に対して、県警察本部（交通規制課）及び県危機管理部（災害対策課）よりあらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

○緊急通行車両等の確認

[新旧:資料3-3 P6]

県公安委員会は、緊急交通路の開始地点において既に標章および確認証明書の交付を受けている緊急通行車両等の標章及び確認証明書を確認し、現に災害応急対策を実施するために運転中の車両であることの確認を行う。

また、従前の緊急通行車両等事前届出済証又は規制除外車両事前届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して、（略）



(参考) 改正箇所数一覧

| 区分 | 能登関係 | 県関係 | 国・関係機関 関係 | 合計 |
|-------------|------------|-----------|--------------|------------|
| 風水害等対策計画 | 47 | 31 | 57 | 135 |
| 地震災害等対策計画 | 50 | 30 | 73 | 153 |
| 大規模事故災害対策計画 | 3 | 14 | 10 | 27 |
| 海上災害対策計画 | 1 | 2 | 2 | 5 |
| 原子力等防災計画 | 0 | 0 | 43 | 43 |
| 合計 | 101 | 77 | 185 | 363 |

